

## 令和6年度学校ICT活用支援業務委託企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示します。

令和6年2月16日

岡山教育委員会  
教育長 三宅 泰司

### 1 目的

学校ICT活用支援業務を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定するものです。

### 2 業務の概要

- (1) 委託名 令和6年度学校ICT活用支援業務委託
- (2) 業務内容 別添仕様書(案)参照のこと。
- (3) 委託期間 契約日から令和7年3月31日まで
- (4) 概算予算額 総額175,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)以内
- (5) 支払条件 毎月払い
- (6) 契約保証 契約保証金または契約保証人  
契約保証金を選択する場合(契約金額の10/100以上の額)  
本契約に係る契約保証金の種類は、①契約保証金の納付、②有価証券の提供、③銀行等の金融機関の保証、④履行保証保険による保証のいずれかとする。  
契約保証人を選択する場合 1人

### 3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び岡山市契約規則(平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。)第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について(昭和61年市告示第120号)に基づき、岡山市一般競争(指名競争)入札参加資格有資格者名簿(以下「有資格名簿」という。)に登載され、「役務」部門の業種「電算」または「その他の委託」に登録のあること。
- (3) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づき、指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (4) 令和3年4月1日以降で、都道府県または市町村が発注する学校におけるICT支援業務(ICT支援員の廃位を含む。)を元請として受託し、完了した実績を有すること。

#### 4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書（案）等の交付	公示日～令和6年3月11日(月)
仕様書（案）等に関する質問受付	令和6年2月26日(月)午後5時まで
仕様書（案）等に関する質問回答	令和6年2月29日(木)午後5時掲載
企画提案書の提出	令和6年3月1日(金)～ 令和6年3月11日(月)午後5時必着
ヒアリングの実施	令和6年3月14日(木)頃
審査結果の通知	令和6年3月15日(金)頃

#### 5 仕様書（案）等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）からダウンロードすること。

ホームページアドレス

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-0-0-0-0-0-0.html>

#### 6 仕様書（案）等に関する質問の受付及び回答

仕様書（案）等に関する質問を受け付けます。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けません。

##### (1) 受付方法

電子メールで、メールの件名を「【企画競争質問】学校ICT活用支援業務委託」として、岡山市教育研究研修センターへ提出すること。

電子メール：kyouikucenter@city.okayama.lg.jp

##### (2) 回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）へ掲載します。

#### 7 企画提案書の提出

##### (1) 提出方法

岡山市教育研究研修センターに、持参又は郵送により提出してください。郵送の場合は、「学校ICT活用支援業務委託 企画提案書在中」と朱書きの上、一般書留又は簡易書留により郵送してください。

##### (2) 提出書類

①企画競争参加申請書（様式1）

②実績証明書（様式2）

③企画提案書（様式は自由、カラー印刷、A4判 12枚以内）

別紙1を確認のうえ、下記事項について提案してください。

ア 会社概要及びICT活用支援業務の実施方針等と実績について

イ ICT活用支援業務の内容について

ウ ICT活用支援業務におけるICT支援員の選考基準・研修について

エ 自由提案項目について

- ④見積書（様式は自由）
- (3) 提出部数 各11部
  - ・社名、代表者印（岡山市に届け出た使用印）のあるもの1部（正本）
  - ・社名、代表者印のないもの10部（副本）
- (4) 注意事項
  - ①連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）をご記入ください。
  - ②仕様書（案）等に関する質問回答を確認のうえ、提出してください。
  - ③提出期限までに提出されなかった提案書は、いかなる理由でも特定されません。
  - ④提案書の提出期限後の差し替え、再提出は認めません。

8 特定方法等

- (1) 審査体制

教育委員会事務事業委託等審査委員会（以下「委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。
- (2) 審査方法
  - ①委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより、審査項目について審査を行います。
  - ②委員会は、評価基準をもとに100点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。
  - ③評価基準の評価項目について、1項目でも0点があれば最適な提案者として特定しません。
- (3) ヒアリングの実施

発表時間は1事業者につき25分程度（説明20分、質疑応答5分）。詳細な日時、場所については後日お知らせします。
- (4) 評価基準

別紙2のとおり
- (5) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とします。

  - ①「3 参加資格」を満たさなくなった場合
  - ②提出書類に虚偽又は不備があった場合
  - ③契約の履行が困難と認められるに至った場合
  - ④提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
  - ⑤提案者がヒアリングに出席しない場合
  - ⑥見積額が概算予算額を超過している場合
  - ⑦その他委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合
- (6) 特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書を特定したことを書面で通知します。特定されなかった提案者へは提案書を特定しなかったこと及び特定しなかった理由を書面で通知し

ます。

## 9 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じません。

委員会で特定された最適な提案者と協議し企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとします。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとします。

## 10 その他留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とします。
- (2) 提出された提案書等は、審査以外には使用しません。
- (3) 特定しなかった提案書は、原則として返却します。返却が不要な場合は、提案時にその旨をお知らせください。
- (4) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがあります。
- (5) 提案書は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となります。ただし、提案書特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としません。
- (6) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではありません。
- (7) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とします。
- (8) 契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによります。
- (9) 本業務に関する予算は、岡山市令和6年度当初予算案に計上され、岡山市2月定例市議会に提案を予定しておりますが、予算案が可決・成立しない場合は、本業務の執行は行いません。なお、その場合の応募者における損害については、市は一切負担しません。

### 【提出先・問い合わせ先】

岡山市教育研究研修センター 担当：横山、小原

〒704-8115 岡山市東区向州1番1号

電話：(086)944-7711

FAX：(086)944-7712

電子メール：kyouikucenter@city.okayama.lg.jp